

介護職員等特定処遇改善加算にかかると情報公開

「見える化」要件

* 介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてまいりました。

弊社においても可能な限り介護職員の皆様の処遇改善に努めてまいりました。

「新しい政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保の為の取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、消費税の引き上げに伴う介護改定において「介護職員特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、以下の要件を満たしている必要があります。

- ① 処遇改善加算加算（1）から（3）を取得している事
- ② 介護職員処遇改善加算の職場環境要件等に関し複数の取り組みを行っている事
- ③ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた 「見える化」を行っている事

上記の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的取り組みにつきまして、下記のとおり公表します。

職場環境等要件

* 入職促進に向けた取り組み

- 地域ボランティア活動の受け入れや参加
- 介護福祉士専門学校や職業訓練校等への講師派遣
- 各種実習の受け入れ

- 群馬県社会福祉協議会による介護福祉士学費支援制度の保証人

* 資質向上やキャリアアップに向けた支援

- 介護福祉士取得の為の実務者研修受講支援（受講料全額会社負担）
- 喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修等の受講支援
- 介護福祉士専門学校や准看護学校への進学支援

* 両立支援・多様な働き方の推進

- 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- 産休育児休暇、育児時間等の取得支援
- 職員の生活支援の為、従業員貸付制度の整備

* 腰痛を含む心身の健康管理

- 提携整形外科への受診支援
- ボディメカニクスを利用した介護技術習得の研修
- 座浴やリフト浴などの介護機器の整備
- インフルエンザ予防接種の推進（全額会社負担）

* 生産性向上のための業務改善の取り組み

- 毎月の会議にて業務改善案を広く求め、双方向の意見交換による業務改善の実施

* やりがい・働きがいの醸成

- 会議・朝礼等による職場内コミュニケーションの円滑化
- 個々の介護職の介護観を大切に個々の意見を踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

特定処遇改善加算支給の範囲と金額

支給対象者

経験技能のある介護職員に重点化を図るため、支給日に在籍する【A】経験・技能のある職員と【B】その他の職員に支給する。

【A】 経験技能のある介護職員

(介護福祉士として10年以上勤務した者又はそれに準じていると会社が認めた者)

正社員：月額 20,000 円～40,000 円

【B】 その他の介護職員

正社員：月額 3,000 円～18,000 円

パート：時給 20 円～150 円

支給方法

特定手当として毎月の給与に含め支給する

* 特定処遇改善加算の額の増減又は消滅により、変動・消滅する場合がある。